

【 外 交 防 衛 委 員 会 】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願15種類107件のうち、2種類14件を採択した。

〔法律案の審査〕

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行うものである。委員会においては、自衛官独自の給与体系の検討、調整手当の支給拡大の影響、今回の給与改定と不利益不遡及原則との関係、自衛官の処遇改善等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案は、特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際協力事業団及び国際交流基金を解散し、その業務を承継する独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものである。委員会においては、独立行政法人に移行する理由、独立行政法人化に伴う組織・運営の効率化、草の根技術協力実施に当たっての政府の関与の在り方、JICAによる平和構築支援の取り組みと職員の安全対策等について質疑を行い、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、両法律案に対し、7項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

第154国会閉会後の10月10日、日朝関係について質疑を行った。

11月7日、日本人拉致問題、北朝鮮の核開発及びミサイル問題、ミサイル技術の不拡散問題、日朝国交正常化交渉、イラク情勢、テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の再延長、我が国の自由貿易協定（FTA）戦略、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

11月12日、外務省改革、ODA、イラク情勢、朝鮮半島エネルギー機構（KEDO）、テロ対策特措法に基づく協力支援活動、防衛庁の不祥事、日本人拉致問題、日・EU関係、在日米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

11月21日、石破防衛庁長官からテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告を聴取した後、質疑を行った。

11月26日、イラク情勢等について、参考人として、防衛大学校教授孫崎享君、東京大学大学院教授山内昌之君、中央大学教授横田洋三君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

12月5日、イラク情勢、イージス艦のインド洋への派遣、北朝鮮情勢、外務省の「プール金」問題、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年10月10日（木）（第154回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 日朝関係に関する件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、安倍内閣官房副長官、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
-

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した

○平成14年11月7日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本人拉致問題に関する件、北朝鮮の核開発及びミサイル問題に関する件、ミサイル技術の不拡散問題に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、イラク情勢に関する件、テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の再延長に関する件、我が国の自由貿易協定（F T A）戦略に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外務省改革に関する件、ODAに関する件、イラク情勢に関する件、朝鮮半島エネルギー開発機構（K E D O）に関する件、テロ対策特措法に基づく協力支援活動等に関する件、防衛庁の不祥事に関する件、日本人拉致問題に関する件、日・E U関係に関する件、在日米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、矢野外務副大臣、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官、川口外務大臣、赤城防衛庁副長官、矢野外務副大臣、佐藤防衛庁長官政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第5号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産、社民

○平成14年11月21日（木）（第5回）

- 独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）
独立行政法人国際交流基金法案（閣法第17号）（衆議院送付）
以上両案について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について石破防衛庁長官から報告を聴いた後、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月26日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- イラク情勢等に関する件について参考人防衛大学校教授孫崎享君、東京大学大学院教授山内昌之君及び中央大学教授横田洋三君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月28日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）
独立行政法人国際交流基金法案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について川口外務大臣、石破防衛庁長官、矢野外務副大臣、赤城防衛庁副長官、政府参考人、参考人国際協力事業団副総裁東久雄君及び国際交流基金理事長藤井宏昭君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第16号）賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産、国連

（閣法第17号）賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産、国連

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成14年12月5日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラク情勢に関する件、イージス艦のインド洋への派遣に関する件、北朝鮮情勢に関する件、外務省の「プール金」問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年12月12日（木）（第9回）

- 請願第165号外13件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第34号外92件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 防衛参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給する学生手当の月額を10万6,700円（現行10万7,600円）に引き下げる。
- 3 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改定する。
- 4 営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,880円（現行5,820円）に引き上げる。
- 5 学生の期末手当について、平成14年度は3月期の支給割合を100分の25に引き下げ、12月期の支給割合を100分の180に引き上げ、平成15年度は3月期の期末手当を廃止するとともに、6月期の支給割合を100分の170に引き上げる。
- 6 特例一時金を廃止する。
- 7 本法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、平成15年度の学生の期末手当に関する規定は、平成15年4月1日から施行する。

独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際協力事業団を解散して独立行政法人国際協力機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。
- 2 機構の資本金について所要の規定を設ける。
- 3 機構の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 4 機構の役員及び職員等に対して職務上の秘密に対する保持義務を課す。
- 5 刑法その他の罰則の適用については、機構の役員及び職員を法令上公務に従事する職

員とみなす。

- 6 機構は、開発途上地域に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行う。
- 7 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。
- 8 国際協力事業団の解散及びその権利義務の承継等について所要の規定を設ける。
- 9 国際協力事業団法を廃止する。これに伴う経過措置の所要の規定の整備を行う。
- 10 この法律は、公布の日から施行する。ただし、9に掲げる規定は、平成15年10月1日から施行する。

【独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案に対する附帯決議】

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運営に遺漏なきを期すべきである。

- 1 国際協力事業団及び国際交流基金の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運営に万全を期すること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の理事長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 4 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、外務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 5 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
- 6 独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた国際協力事業団及び国際交流基金の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
- 7 独立行政法人国際協力機構法に定める国民等の協力活動のうち、草の根技術協力（第13条第1項第3号ハ）の助長・促進については、国民の主体的な発意が最大限尊重されること及び迅速かつ円滑に事業が行われることが重要である。本法の運用に当たり、政府は次の点について適切な措置を講ずるべきである。
 - (1) 政府は「中期目標」において、当該事業についての国の基本的な方針を可能な限り

具体的に示し、同機構を通じて提案を行おうとする国民にあらかじめ分かりやすく提示すること。

(2) 第13条第1項第3号ハ及び第18条第3項に基づく外務大臣及び関係行政機関の長の関与については、可能な限り手続を簡素なものとし、迅速な対応に努めること。

右決議する。

独立行政法人国際交流基金法案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際交流基金を解散して独立行政法人国際交流基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
- 2 基金の資本金について所要の規定を設ける。
- 3 基金の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 4 基金の役員及び職員等に対して職務上の秘密に対する保持義務を課す。
- 5 刑法その他の罰則の適用については、基金の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。
- 6 基金は、国際文化交流のための人物の派遣及び招へい、海外における日本研究に対する援助等及び日本語の普及、国際文化交流を目的とする催しの実施等、日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成等の業務を行う。
- 7 基金の業務に関する運用資金を設ける。
- 8 運用資金の運用に関し、外貨建債券の取得による運用を含む必要な規定を設ける。
- 9 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるときは、基金に対し、必要な措置をとることを求めることができる。
- 10 国際交流基金の解散及びその権利義務の承継等について所要の規定を設ける。
- 11 国際交流基金法を廃止する。これに伴う経過措置の所要の規定の整備を行う。
- 12 この法律は、公布の日から施行する。ただし、11に掲げる規定は、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	14. 10.18	14. 11.11	14. 11.19 可決	14. 11.20 可決	14. 10.30 安全保障	14. 11.8 可決	14. 11.8 可決
16	独立行政法人国際協力機構法案	衆	10.21	11.20	11.28 可決 附帯	11.29 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
17	独立行政法人国際交流基金法案	衆	10.21	11.20	11.28 可決 附帯	11.29 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									

(注) 附帯 附帯決議